



## 税務課からのお知らせ

### 太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の申告はお済みですか?



太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の課税の対象となる場合があります。以下の表をご参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の申告が必要となりますので、まだ申告がお済みでない方は、至急税務課までご連絡ください。

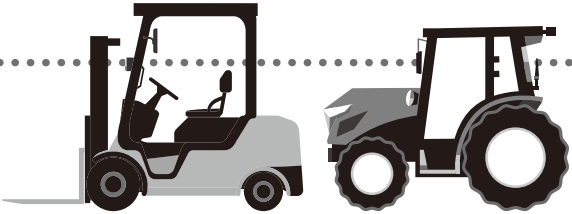
#### ○ 設置者および発電規模別の課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人	家屋の屋根、空き地などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人(事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

※太陽光発電による電力を電力会社に売却している場合は、その収入について申告が必要な場合があります。

【売電収入】 - 【必要経費】 = 【雑所得】

### トラクターやフォークリフトなどのナンバー登録はお済みですか?



農耕作業用のトラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車には、軽自動車税が課税されます。公道走行の有無にかかわらず、賦課期日(4月1日)時点で所有していれば課税の対象となります。新しく取得または、現在お持ちの農耕作業用等の小型特殊自動車にナンバープレートが付いていないものがありましたら、速やかに税務課および各支所(出張所)で申請し、交付を受けてください。

#### 申請に必要なもの

- 車名・型式・車台番号などが確認できる書類(販売証明書または廃車証明書・譲渡証明書等)
- すでに小型特殊自動車をお持ちの方で証明書等がない場合は、車名・型式・車台番号などがわかるものを持参してください。(車台番号を写した写真)

#### ～小型特殊自動車とは～

- ☆農耕作業用の小型特殊自動車(税額:2,400円)  
乗用装置を有し、最高速度が35km/h未満のもの  
<トラクター、刈取脱穀作業車(コンバイン)、薬剤散布車、田植機など>
- ☆その他の小型特殊自動車(税額:5,900円)  
次の①～④の要件をすべて満たすもの  
①車両の長さが4.7m以下      ②車両の幅が1.7m以下  
③車両の高さが2.8m以下      ④最高速度が15km/h以下  
<フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラー、ロードローラー、アスファルトフィニッシャー、林内作業車、草刈作業車など>

お問合せ 税務課 ☎0738-22-8841

# 令和6年分 確定申告

## スマホ×マイナンバーカード

### 自動入力できるe-Taxで!

#### 約7割の方が利用しています

申告期限  
 所得税および復興特別所得税・贈与税 令和7年3月17日(日)まで  
 消費税および地方消費税(個人事業者) 令和7年3月31日(日)まで

確定申告会場への入場には整理券が必要です。  
 ※申告書等の提出のみの場合は、不要です。

申告書の作成手順を動画でご案内し、確定申告に関するご質問にチャットボットがお答えいたします。

国税庁  
 詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

確定申告

#### ■ 国税に関するご質問・ご相談について ★国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

電話番号: 0570-00-5901 (全国一律料金)  
 受付時間: 平日8:30~17:00(土日祝日および12月29日~1月3日を除く)

- ・相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・上記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください。

- 音声案内に沿って、次の「0」~「6」を選択します。
- 「0」 確定申告関係
  - 「1」 所得税
  - 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
  - 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
  - 「4」 法人税
  - 「5」 消費税、印紙税
  - 「6」 その他

#### ■ 御坊税務署の確定申告会場について

- 御坊税務署内の確定申告会場の開設期間は、令和7年2月17日(月)~3月17日(月)です。(閉庁日を除く)
- 相談受付時間は、8:30~16:00です。(混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。) また、確定申告会場では原則ご自身のスマホで申告書を作成していただきます。

【確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です】  
 混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります。  
 なお、入場整理券はLINEアプリを通じたオンライン事前発行も可能です。  
 入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

【土地等譲渡所得・贈与税の相談について】  
 土地等譲渡所得および贈与税の相談を希望される方は、相談担当者が確定申告会場に從事している次の日にお越しください。  
 2月17日(月)、18日(火)、21日(金)、25日(火)、28日(金)、3月5日(水)、6日(木)、11日(火)、12日(水)、14日(金)、17日(月)

#### ■ 收受日付印の押なつに関するお知らせ

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただきますよう、お願いします。  
 なお、申告書等をe-Tax(電子申告)で送信していただいた場合、控用に受付日時および受付番号が表示されますので、ぜひご利用ください。

#### ■ 税理士による無料相談会場について

会場	日程	受付時間
御坊市役所 (御坊市藪350-2) 101・102会議室	令和7年 2月4日(火)	9:30~11:30 13:00~15:00
	令和7年 2月6日(木)	

※当会場は御坊市以外にお住まいの方につきましても、ご利用いただけます。



お問合せ 御坊税務署(御坊市藪430-3) ☎0738-22-0695(代表)  
 ※上記代表番号にお掛けいただくと、自動音声によりご案内していますので、アナウンスに従い操作してください。